

**災害発生時における港湾施設等の
緊急的な応急対策業務に関する
包括的協定書**



災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

北海道開発局長（以下「甲」という。）並びに道内国際拠点港湾の港湾管理者の長、道内重要港湾の港湾管理者の長及び道内地方港湾の港湾管理者の長（以下「乙」という。）並びに一般社団法人日本埋立浚渫協会北海道支部長、北海道港湾空港建設協会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会北海道支部長、全国浚渫業協会北海道支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長（以下「丙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における甲又は乙が所掌する事務に関わる港湾施設及び設備（以下「港湾施設等」という。）の緊急的な応急対策業務の実施に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、豪雨、豪雪、火山噴火、大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における港湾施設等の応急対策業務の実施に関して、その支援のために必要な資機材及び労力の確保並びに動員の方法に関する事項その他必要な事項を定め、もって、甲乙丙間の協力体制を整備し、被害の拡大防止及び被災した港湾施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（応急対策業務の実施範囲）

第2条 応急対策業務の実施範囲は、港湾施設等に係る災害が発生した箇所又は発生するおそれがある箇所及び甲又は乙が特に応急対策が必要と判断した箇所とする。

（実施体制等の報告等）

第3条 丙は、港湾施設等の応急対策業務を速やかに実施することができると丙が認める会員（以下「丙の会員」という。）の編成表及び連絡系統（勤務時間外の連絡先を含む）、資機材の保有状況その他必要な事項について、書面により甲及び乙に報告するものとする。

2 前項の報告は、この協定の締結の日以後直ちに、第11条ただし書の規定により延長された場合にあつては、その年の4月末日までに行うものとする。

3 丙は、第1項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（出動の要請等）

第4条 甲若しくは部長等（甲が所掌する開発建設部又は港湾事務所の長をいう。以下同じ。）又は乙は、港湾施設等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る応急対策業務を実施する必要があると認めるとき又は特に応急対策

が必要と判断したときは、口頭又は書面により、直接、丙の会員に対する出動の要請（以下「出動要請」という。）をすることができるものとする。ただし、口頭によって行った場合は、要請後、速やかに書面による手続を行うものとする。

- 2 丙の会員は、出動要請があったときは、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。
- 3 甲若しくは部長等又は乙は、出動要請をするに当たっては、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 被災等の状況
 - (2) 業務の内容
 - (3) 出動の場所
 - (4) 資機材の種類・数量
 - (5) 甲若しくは部長等又は乙の指名により港湾施設等の応急対策業務の実施について指示する者
 - (6) その他必要な事項
- 4 甲若しくは部長等又は乙は、出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

（応急対策業務の実施）

第5条 丙の会員は、出動要請があったときは、速やかに出動し、甲若しくは部長等又は乙（前条第3項第5号に規定する者を含む。）の指示により、港湾施設等の応急対策業務を実施するものとする。

（契約の締結）

- 第6条 甲若しくは部長等又は乙は、丙の会員が出動要請を受け出動したときは、遅滞なく、当該会員と必要な請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは部長等又は乙は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
 - 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲又は部長等及び乙に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第7条 港湾管理者が異なる複数の港湾にわたる災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合は、第4条の規定にかかわらず、甲は、乙の意見を踏まえた上で、秩序ある応急対策業務のために必要な調整を行うことができるものとする。

(本協定の適用範囲)

第8条 本協定は、甲若しくは部長等又は乙と丙が、同じ目的の協定を締結することを妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲は、第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(損害の負担)

第9条 応急対策業務の実施に伴い、丙若しくは丙の会員の責めに帰することができない理由により第三者に損害を及ぼした場合又は丙の会員に損害が生じた場合には、丙又は丙の会員は、遅滞なく、その状況を書面により甲若しくは部長等又は乙に報告し、その対応については、甲若しくは部長等又は乙と丙又は丙の会員が協議して定めるものとする。

(訓練)

第10条 甲、部長等、乙、丙及び丙の会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るため、出動要請に関する訓練を原則として年1回実施するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

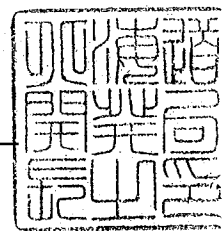
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議してこれを定めるものとする。

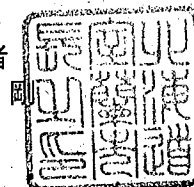
この協定の証として、本書39通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年1月14日

甲 北海道開発局長 本 田 幸



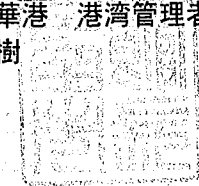
乙 国際拠点港湾室蘭港 港湾管理者
室蘭市長 青 山



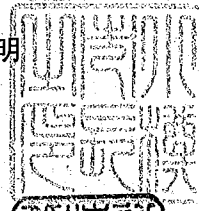
国際拠点港湾苫小牧港 苫小牧港管理組合 管理者
苫小牧市長 岩 倉 博文



重要港湾函館港及び地方港湾樞法華港 港湾管理者
函館市長 工 藤 壽 樹



重要港湾小樽港 港湾管理者
小樽市長 森 井 秀 明



重要港湾釧路港 港湾管理者
釧路市長 蝦 名 大 也



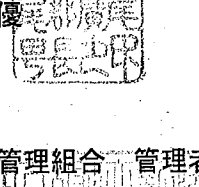
重要港湾留萌港 港湾管理者
留萌市長 高 橋 定 敏



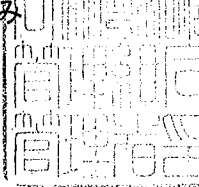
重要港湾稚内港及び地方港湾宗谷港 港湾管理者
稚内市長 工 藤 広



重要港湾十勝港 港湾管理者
広尾町長 村 瀬 優



重要港湾石狩湾新港 石狩湾新港管理組合 管理者
北海道知事 高 橋 はるみ



重要港湾紋別港
紋別市長

港湾管理者
宮川 良



重要港湾網走港
網走市長

港湾管理者
水谷 洋



重要港湾根室港
根室市長

港湾管理者
長谷川 俊



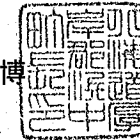
地方港湾枝幸港
枝幸町長

港湾管理者
村上 守

継

地方港湾霧多布港
浜中町長

港湾管理者
松本



地方港湾えりも港
えりも町長

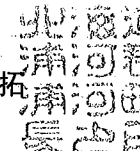
港湾管理者
岩本 溥

叙



地方港湾浦河港
浦河町長

港湾管理者
池田



地方港湾白老港
白老町長

港湾管理者
戸田 安



地方港湾森港
森町長

港湾管理者
梶谷 恵



地方港湾松前港
松前町長

港湾管理者
石山 英雄



地方港湾江差港
江差町長

港湾管理者
照井 誉之介



地方港湾奥尻港
奥尻町長

港湾管理者
新村 卓



地方港湾瀬棚港
せたな町長

港湾管理者
高橋 貞光



地方港湾岩内港
岩内町長

港湾管理者
上岡 雄司



地方港湾余市港
余市町長

港湾管理者
嶋 保



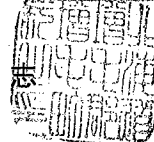
地方港湾石狩港
石狩市長

港湾管理者
田岡 克介



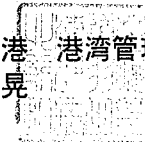
地方港湾増毛港
増毛町長

港湾管理者
堀 雅志



地方港湾羽幌港、
羽幌町長

焼尻港及び天売港 港湾管理者
駒井 久晃



地方港湾天塩港
天塩町長

港湾管理者
浅田 弘隆

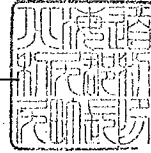


地方港湾鷺泊港
利尻富士町長

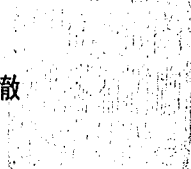
港湾管理者
田村 祥三



地方港湾沓形港 港湾管理者
利尻町長 保野 洋



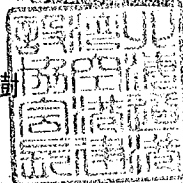
地方港湾香深港 港湾管理者
礼文町長 小野 徹



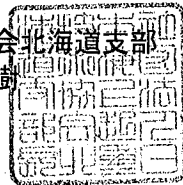
丙 一般社団法人日本埋立浚渫協会北海道支部
支部長 金子 功



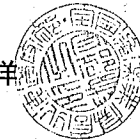
北海道港湾空港建設協会
会長 宮崎 英樹



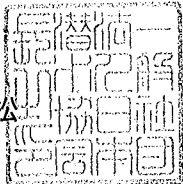
一般社団法人日本海上起重技術協会北海道支部
支部長 宮崎 英樹



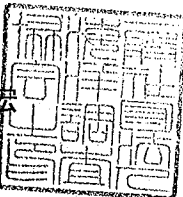
全国浚渫業協会北海道支部
支部長 藤田 幸洋



一般社団法人日本潜水協会
会長 鉄 芳松



一般社団法人海洋調査協会
会長 川嶋 康宏



一般社団法人港湾技術コンサルタント協会
会長 大村 哲夫



